1. 3 食品薬事部

平成25年度は,行政依頼検査(食品,薬事及び飲用水), 精度管理(内部及び外部精度管理)等を行った。調査研 究は県内産食品のカビ毒(アフラトキシン)汚染実態調

査を行った。

これらの業務における検査実施状況を,表1に示す。

表1 検査実施状況

分 類					検 体 数	延項目
		126	3930			
		農畜産物の残留農薬	秦		100	16851
		魚介類の水銀			39	43
	A 口 門 反	食品添加物			30	120
	食品関係	食品中の過酸化水素	ŧ.		36	36
		貝毒			2	2
行政依頼		小		計	333	20982
1] 蚁似粮		医薬品			8	66
	薬事関係 飲用水関係	無承認無許可医薬品	10	130		
		医療機器			1	4
		家庭用品			10	44
		小		計	29	244
		水質管理目標設定了	頁目		8	888
		小		計	8	888
		合	計		370	22114
調査研究	県内産食品のカ	ビ毒(アフラトキシン)	汚染実態調査		92	368
	内部精度管理				662	40661
精度管理	外部精度管理				15	25
相及日生	統一試料調査				10	10
	登録試験検査機	関における外部精度管理	里		6	6
		合	計		693	40702
	ň	総	計		1155	63184

1. 3. 1 行政依頼検査

(1) 食品関係

1) 畜水産物の残留動物用医薬品

国内産の鶏卵20検体、牛乳3検体、蜂蜜7検体、魚介類53検体(クルマエビ13検体、ウナギ10検体、ブリ5検体、カンパチ7検体、マダイ3検体及びヒラメ15検体)、輸入蜂蜜5検体、輸入食肉18検体(牛肉6検体、豚肉6検体及び鶏肉6検体)、輸入エビ12検体及び輸入ウナギの蒲焼き8検体について、動物用医薬品の検査を行った。その結果、6検体から残留動物用医薬品が検出されたが、いずれも基準値以下であった(表2)。

表2 残留動物用医薬品が検出された検体

(単位: ppm)

No.	検体名	産地の別	検出物質	検出値	基準値
1	ウナギ蒲焼き	輸入	オキシテトラサイクリン	0.06	0.2
2	蜂蜜	国産	クロルテトラサイクリン	0.06	0.3
3	カンパチ	国産	オキシテトラサイクリン	0.02	0.2
4	カンパチ	国産	ヒドロコルチゾン	0.02	*
5	車エビ	国産	オキシテトラサイクリン	0.02	0.2
6	マダイ	国産	ヒドロコルチゾン	0.05	*

^{*} 通常含まれる量を超えてはならない。

2) 農畜産物の残留農薬

国内産の牛乳3検体、茶5検体、玄米5検体、野菜43 検体(そら豆5検体、かぼちゃ10検体、かんしょ10検 体、ピーマン9検体、きゅうり9検体)、果実29検体(パッションフルーツ10検体、きんかん10検体、いちご9 検体)、輸入果実(バナナ)9検体、輸入冷凍食品(冷凍ブロッコリー)6検体について、当センターで分析可能な農薬の検査を行った。その結果、36検体(国内産農産物31検体、輸入農産物5検体から残留農薬が検出されたが、いずれも基準値以下であった(表3)。

3) 魚介類の水銀

鹿児島湾内の魚介類6魚種39検体(カンパチ(ネイゴ) 15検体,サバフグ12検体,アラカブ7検体,コロダイ3 検体,コトヒキ(イノコ)1検体及びヘダイ1検体)について,水銀の検査を行った。その結果,アラカブ3検体及びコトヒキ1検体において,水銀の暫定的規制値(総水銀:0.4ppm,かつ,メチル水銀:0.3ppm)を超過した。

表3 残留農薬が検出された検体

(単位	:	ppm)	

										(+1/1/2.	PPIII/
No.	検 体 名	産地の別	検 出 物 質	検出値	基準値	No.	検 体 名	産地の別	検出物質	検出値	基準値
1	そら豆	国産	トリアジメノール	0. 017	0.1	20	きゅうり	国産	プロシミドン	0. 35	5
2	そら豆	国産	トリアジメノール	0.015	0.1	21	きゅうり	国産	プロシミドン	0. 16	5
3	バナナ	輸入	クロルピルホス	0.041	3	22	きゅうり	国産	プロシミドン	0.047	5
4	バナナ	輸入	クロルピリホス	0.013	3	23	きゅうり	国産	プロシミドン エトフェンプロックス	0. 23 0. 050	5 2
5	バナナ	輸入	クロルピリホス	0.040	3				プロシミドン	0. 11	5
6	バナナ	輸入	クロルピリホス	0.039	3	24	きゅうり	国産	エトフェンプロックス	0. 021	2
7	バナナ	輸入	クロルピリホス	0.026	3	25	きんかん	国産	メチダチオン クロルフェナピル	0. 012 0. 037	5 2
8	茶	国産	ピリミホスメチル	0.062	10	26	きんかん	国産	クレソキシムメチル	0. 13	10
9	玄米	国産	エトフェンプロックス	0.022	0.5	20	2 N N N	国生	メチダチオン	0. 13	5
10	玄米	国産	フサライド	0.014	1	27	きんかん	国産	ビフェントリン	0.018	2
11	玄米	国産	エトフェンプロックス フサライド ブプロフェジン	0. 015 0. 036 0. 044	0. 5 1 0. 5	28	きんかん	国産	メチダチオン クレソキシムメチル ビフェントリン	0. 077 0. 076 0. 039	5 10 2
12	ピーマン	国産	プロシミドン クロルフェナピル	1. 5 0. 13	5 1	29	きんかん	国産	メチダチオン クレソキシムメチル ビフェントリン	0. 017 0. 025 0. 11	5 10 2
13	ピーマン	国産	ミクロブタニル	0.038	1	0.0	4.) .1.)	日本	メチダチオン	0. 024	5
14	ピーマン	国産	ミクロブタニル クレソキシムメチル	0. 072 0. 54	1 2	30	きんかん	国産	ビフェントリン	0.011	2
15	ピーマン	国産	プロシミドン	2. 2	5	31	きんかん	国産	メチダチオン フェンプロパトリン フルバリネート	0. 018 0. 036 0. 32	5 5 2. 0
16	ピーマン	国産	プロシミドン アセタミプリド トルフェンピラド	0. 44 0. 060 0. 16	5 1 3	32	きんかん	国産	クレソキシムメチル フェンプロパトリン	0. 021 0. 32	10 5
17	ピーマン	国産	プロシミドン ミクロブタニル クロルフェナピル	1. 2 0. 030 0. 24	5 1 1	33	いちご	国産	メチダチオン フェンプロパトリン	0. 013 0. 054	5 5
18	ピーマン	国産	プロシミドン クロルフェナピル アセタミプリド	0. 017 0. 013 0. 049	5 1	34	いちご	国産	フルジオキソニル アクリナトリン フェナリモル	0. 077 0. 017 0. 12	5 2 1.0
19	ピーマン	国産	プロシミドンミクロブタニル	0. 97	5	35	いちご	国産	テブフェンピラド ビテルタノール	0. 25 0. 021	1 1. 0
19	L-47	国 生	クロルフェナピル	0. 067 0. 016	1 1	36	いちご	国産	クレソキシムメチル	0.077	5

4) 食品添加物

国内産の魚介類加工品8検体,野菜類・果物及びその加工品6検体,缶詰・びん詰食品2検体,菓子類2検体,清涼飲料水6検体及びその他の食品6検体の計30検体について,保存料(ソルビン酸,安息香酸,デヒドロ酢酸)及び甘味料(サッカリンナトリウム)の検査を行った。その結果,野菜類・果物及びその加工品2検体,清涼飲料水1検体及びその他の食品2検体から食品添加物が検出されたがいずれも基準値以下であった(表4)。

表4 食品添加物が検出された検体

(単位: g/kg)

No.	検体名	国産品 ・輸入 品の別	検出物質	検出値	基準値
1	漬物	国産品	ソルビン酸	0.48	1.0
2	漬物	国産品	サッカリンナトリウム	0. 13	0. 20
3	清涼飲料水	国産品	サッカリンナトリウム	0.08	0.30
4	そうざい(佃煮)	国産品	サッカリンナトリウム	0. 03	0. 50
5	そうざい(佃煮)	国産品	サッカリンナトリウム	0.06	0.50

5) 食品中の過酸化水素

県内産のしらす干し36検体について、過酸化水素検査を行った。その結果、平均3.5 μ g/g (0.6 \sim 10.3 μ g/g) であった。

6) 貝毒

県内産ヒオウギ貝2検体について、麻痺性貝毒の検査を行った。その結果、いずれも規制値(4MU/g)以下であった。

(2) 薬事関係

1) 医薬品

県内で製造された胃腸薬3検体,消毒剤3検体,外用 消炎鎮痛剤(紅製剤)2検体について,製造承認書及 び第16改正日本薬局方に基づく規格検査を行った。そ の結果,全て規格に適合していた。

2) 無承認無許可医薬品

県内で販売されている、いわゆる健康食品10検体について、医薬品成分であるフェンフルラミン (誘導体の N-ニトロソフェンフルラミンを含む)、シブトラミン(活性代謝物の脱 N-ジメチルシブトラミンを含む)、オリスタット、シルデナフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル及びタダラフィルの検査を行った。その結果、いずれの検体からも検出されなかった。併せて、指定薬物成分である 5-MeO-DMT、BDB、4MPP 及びMBZP の検査も行ったが、いずれの検体からも検出されなかった。

3) 医療機器

県内で製造されたガイドワイヤー1検体について, 製造承認書に基づく4項目の規格検査を行った。その 結果,全て規格に適合していた。

4) 家庭用品

県内で販売されている繊維製品10品目10検体について、ホルムアルデヒド(10検体)、ディルドリン(8検体)、DTTB(8検体)、有機水銀化合物(6検体)、トリフェニル錫化合物(6検体)及びトリブチル錫化合物(6検体)の検査を行った。その結果、ホルムアルデヒド、ディルドリン、DTTB、有機水銀化合物については基準値以下であり、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物は検出されなかった。

(3) 飲用水関係

1) 水質管理目標設定項目

県内8か所の水道水源の水質について、水質管理目標設定項目対象の27項目のうち、二酸化塩素及び亜塩素酸を除く25項目の検査を行った。その結果、ウラン及びその化合物が1検体、カルシウム・マグネシウム等が4検体、マンガン及びその化合物が3検体、遊離炭酸が3検体、有機物等が4検体、蒸発残留物が3検体、濁度が2検体、腐食性(ランゲリア指数)が5検体、アルミニウム及びその化合物が2検体でそれぞれ目標値を満たさなかった(表5)。

検査項目 単位) No.	ウラン及び その化合物 (mg/L)	カルシウム・ マグネシウム等 (硬度) (mg/L)	マンガン及び その化合物 (mg/L)	遊離炭酸 (mg/L)	有機物等 (過マンガン酸 カリウム消費量) (mg/L)	蒸発残留物(mg/L)	濁 度 (度)	腐食性(ランゲリア指数)	アルミニウム 及びその化合物 (mg/L)
1								-2.6	
2					9.8		2.36	-3.2	0.75
3			0.018		5. 1			-2.7	
4		5. 5			4. 0			-3. 9	
5	0.0025	397		45. 4		603			
6			0.012		11.0		2.36	-2.5	0. 15
7		193	0.021	28. 5		359			
8		390		41.9		572			
目標値	0.002以下	10~100	0.01以下	20以下	3以下	30~200	1以下	*	0.1以下

表5 水質管理目標設定項目の目標値を満たさなかった検体

1. 3. 2 精度管理

(1) 内部精度管理

各試験検査について,内部精度管理を行った(表6)。

表6 内部精度管理内訳

No.	検 査 名	検 体 数	項目数
1	残留農薬	116	28552
2	残留動物用医薬品	229	8707
3	食品添加物	5	20
4	魚介類の水銀	14	14
5	食品中の過酸化水素	18	18
6	無承認無許可医薬品	8	52
7	家庭用品	15	18
8	水質管理目標設定項目	257	3280

(2) 食品衛生検査施設における外部精度管理

食品衛生法施行規則第37条第4号に基づき,(財)食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。調査内容は、残留農薬がにんじんペースト中のチオベンカルブ、マラチオン、クロルピリホス、テルブホス、フルシトリネート及びフルトラニルの6種農薬中3種の定性及び定量、残留動物用医薬品が鶏肉ペースト中のスルファジミジンの定量、食品添加物が漬物中のソルビン酸の定量であった。

(3) 水道水質検査精度管理のための統一試料調査 厚生労働省健康局水道課が実施する水道水質検査精 度管理のための統一試料調査に参加した。調査内容は、 無機試料がホウ素及びその化合物、有機試料がクロロ 酢酸の定量であった。

(4) 登録試験検査機関における外部精度管理

「医薬品の試験検査機関における試験検査の実施の 基準」に基づき、厚生労働省が実施する登録試験検査 機関間比較による技能試験に参加した。試験項目はト スフロキサシントシル酸塩錠の定量であった。

1. 3. 3 研修指導

(1) 食品衛生監視機動班技術研修

保健所の食品衛生監視機動班3名及び生活衛生課食品衛生専門監視指導班1名の計4名を対象に, 亜硫酸塩類(漂白剤)試験について技術研修を行った。

(2) インターンシップ研修

鹿児島県内の大学生3名を対象に,食品添加物試験, 残留農薬試験,飲用水中の残留塩素及び硬度の定量, 魚類中の総水銀の定量,家庭用品中のホルムアルデヒ ド検査及び食品中の過酸化水素検査について説明及び 実習を行った。

1. 3. 4 健康危機管理

(1) 九州ブロック理化学部門健康危機管理模擬演習 地方衛生研究所九州ブロック内での健康危機発生時 の広域連携を図るため、事務局として模擬演習を企画 し実施した。事前に模擬検体を調製し、参加機関に配付した。訓練当日に食中毒が発生したとのシナリオを提示し、参加機関においては、シナリオに示された症 例から原因物質を推定し、模擬検体中の原因物質の定性及び定量試験を実施した。

^{* -1}程度以上とし、極力0に近づける。